

## 身元保証等高齢者サポートサービスを利用する際は契約内容をよく確認しましょう！

### ◆身元保証等高齢者サポートサービスとは

「日々の暮らしの中でちょっとした手伝いをしてほしい」「入院や施設入所で「保証人が必要」と言われて困っている」「自分が亡くなった後の葬儀・遺品整理が不安」などといった要望に有償でこたえるサービスです。

「身元保証等高齢者サポートサービス」を提供する事業者により、内容や契約方法、料金等は様々であり、利用にあたってトラブルにならないよう、事前に要確認することが重要です。



身元保証等高齢者サポートサービスを利用するにあたっては、サービス内容、自らの支払能力などについて、[消費者庁ホームページにある啓発資料](#)も参考に確認していただくほか、事業者における預託金の管理方法なども把握していただくなど、本当に身元保証等高齢者サポートサービスが必要かどうかを含め、慎重に情報収集した上で判断していただくようお願いします。

保証人を求められた時など何か困った時には、自分だけで抱え込まず、お住いの地域の地域包括支援センターに相談してください。契約に関することでわからない時は、大阪市消費者センターへご相談ください。

#### 【参考リンク】

- ・消費者庁ホームページ  
[「身元保証等高齢者サポートサービスの利用に関する留意事項について」のページ](#)
- ・大阪市ホームページ [「地域包括支援センター」のページ](#)

### ◆大阪市消費者センターからのお知らせ

#### ●地域講座のご案内【申込み先：6614-7522】

地域の団体や学校などからの依頼を受けて、無料で講師を派遣し、消費者トラブルの未然防止や、被害にあった時の対処法などを、わかりやすく解説する講座です。

地域講座のご案内



#### ●消費生活相談専用電話：6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188（イヤヤ!）」でも繋がります  
大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 10時～17時、12/29～1/3を除く